

太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、地域における防災体制の充実を図るため、自主防災組織が行う防災活動の用に供する資機材（以下「防災資機材」という。）の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成 19 年太子町規則第 26 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「自主防災組織」とは、太子町自主防災組織育成要綱（平成 18 年太子町要綱第 44 号）第 6 条第 1 項の規定による認定を受けた自主防災組織をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助対象経費は、別表に掲げる防災資機材の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、30,000 円に自主防災組織を構成する世帯数に 200 円を乗じて得た額を加算した額と補助対象経費の 2 分の 1 の額とを比較して、いずれか少ない方の額を限度とする。ただし、この場合 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第 5 条 補助金の交付の申請書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 防災資機材購入品目一覧表

(2) 見積書の写し

(3) 盗難による場合は盗難にあったことを証明する書類（盗難届の写し等）

2 補助金の申請は、当該年度において、一の自主防災組織につき、1 回を限度とする。ただし、盗難により不足した防災資機材の補充のための申請についてはこの限りではない。

(決定通知書)

第 6 条 補助金の交付決定の通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）とする。

(変更申請書)

第 7 条 補助金の変更等の申請書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）申請書（様式第 3 号）とし、変更内容を証する書類を添付しなければならない。

(変更承認通知書)

第 8 条 補助金の変更承認等の通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第 4 号）とする。

(実績報告書)

第9条 補助金の実績の報告書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書(様式第5号)とし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 事業実施に係る記録写真、資料等

(確定通知書)

第10条 補助金の額の確定通知書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金確定通知書(様式第6号)とする。

(交付請求書)

第11条 補助金の交付請求書は、太子町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書(様式第7号)とする。

(防災資機材の管理等)

第12条 自主防災組織は、補助金により整備した防災資機材を自ら適切に維持し、管理しなければならない。

- 2 補助金により整備した防災資機材の維持及び管理に必要な経費は、当該自主防災組織において負担するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 太子町消火器配付要綱(昭和53年太子町要綱第22号)及び太子町消防機材整備費補助金交付要綱(平成2年太子町要綱第24号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	防 災 資 機 材
情報収集・伝達関係	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火関係	消火器、バケツ、ポリタンク、消火用ホース、筒先、スタンドパイプ、バルブキー、消火用具格納箱（※）、ヘルメット、鳶口等
救出・救護関係	担架、毛布、テント、バール、投光器、ノコギリ、オノ、はしご、ロープ、救命胴衣、一輪車、つるはし、スコップ、ジャッキ等
避難誘導関係	リヤカー、強力ライト、懐中電灯、投光器、発電機等
給食、給水関係	釜、鍋、やかん、飯ごう、食器、給水タンク、ビニールシート等
収納庫	防災資機材収納庫（※）
その他	防災教育用品 その他町長が必要と認めたもの

## 備考

※本体のみ。設置、撤去、処分及び申請書類などに係る費用は補助対象外。